

「むなこし居宅介護支援サービス」重要事項説明書

この書類は、「むなこし居宅介護支援事業所」の指定居宅介護支援サービスをご利用になるに当たり、契約を締結する前に知っておいて頂きたい内容を説明致します。分からない事、分かりにくい事があれば、遠慮なく質問をして下さい。

1 介護予防支援を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 宗越福祉会
代表者氏名	理事長 西川 洋美
事業者所在地	広島県竹原市吉名町793番地
法人設立年月日	昭和60年12月27日

2 契約者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	むなこし居宅介護支援事業所
介護保険指定 事業者番号	3470700067
事業所所在地	広島県竹原市吉名町793番地
連絡先	電話：0846-25-1966、FAX：0846-25-1005
事業所の通常の 事業の実施地域	広島県竹原市竹原町、下野町、吉名町

(2) 事業目的及び運営方針

事業目的	契約者が介護の必要な状態になった場合も、可能な限り自宅で自立した日常生活を送る為に、各種介護サービスを総合的且つ効率的に利用出来るように居宅介護支援サービスを提供する事により、契約者の要介護状態等を緩和し、家族の方の介護負担を軽減する事を目的としています。
運営方針	① 契約者及びその家族にサービス内容等について説明し、文書により同意を得た上で、サービスを提供します。 ② 契約者のサービス利用目的、心身の状況等に応じた居宅サービス計画を作成します。居宅サービス計画の作成に当たっては、契約者の人格を尊重し、常に契約者の立場に立った公正中立な計画の作成に努めます。 ③ 民生委員・相談協力員等、地域の方々との結びつきを重視し、市町村、他のサービス事業者との連携を密にして、より良いサービス計画が提供出来るよう努めます。 ④ 相談内容や個人情報等の契約者に関する情報を許可なく他に知らせる事はありません。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日（但し、12月30日～1月3日までを除く）
営業時間	8：30～17：30まで

(4) 事業所の職員体制

管 理 者	伊 藤 大 悟	
職 種	職 務 内 容	人 員 数
管 理 者	① 従業者の管理及び利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。 ② 従業者に法令等の規定を順守させる為必要な指揮命令を行います。	常 勤 兼 務 1 名
主任介護支援専門員	介護支援専門員の指導・育成を行います。	常 勤 兼 務 1 名 常 勤 専 従 3 名
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。 (主任介護支援専門員の3名を含む)	常 勤 専 従 3 名

(5) 居宅介護支援の内容について

居宅介護支援の内容	提 供 方 法	介 護 保 険 有 無	利 用 料	利 用 者 負 担 額 (介護保険適用の場合)
①居宅サービス計画の作成	「4 居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照して下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。(全額介護保険により負担されます。)
②居宅サービス事業者との連絡調整				
③サービス実施状況把握、評価				
④利用者の状況把握				
⑤給付管理				
⑥要介護認定申請に対する協力、援助				
⑦相談業務				

(6) 居宅介護支援の利用料金について

要介護度区分 取扱件数区分	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人当りの利用者の数が45人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ (i) (1,086単位) 10,860円	居宅介護支援費Ⅰ (i) (1,411単位) 14,110円
〃 45人以上の場合において、45人以上60人未満の部分のみ適用	居宅介護支援費Ⅰ (ii) (544単位) 5,440円	居宅介護支援費Ⅰ (ii) (704単位) 7,040円
〃 45人以上の場合において、60人以上の部分のみ適用	居宅介護支援費Ⅰ (iii) (326単位) 3,260円	居宅介護支援費Ⅰ (iii) (422単位) 4,220円

※45人以上の場合、契約日の古いものから順に割り当て、45件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅰ (ii) 又はⅠ (iii) を算定します。

※介護保険法等の変更により金額を変更する場合は、文章でお知らせします。

	加 算	金 額	算 定 要 件 等
介 護 度 に よ る 区 分 な し	初 回 加 算 (1月につき300単位)	3,000円/回	○新規に居宅サービス計画を作成する場合。 ○要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合。 ○要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合。
	入院時情報連携加算		契約者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該契約者の心身の状況や生活環境等の当該契約者に係る必要な情報を提供した場合。
	(Ⅰ) (1月につき250単位)	2,500円/月	入院をした日のうちに情報提供をしている事(営業時間終了後又は営業日以外に入院をした場合は入院日の翌日を含む)。
	(Ⅱ) (1月につき200単位)	2,000円/月	入院をした日の翌日又は翌々日に情報提供をしている事(営業終了後に入院をした場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合はその翌日も含む)。
	退 院 退 所 加 算		病院、診療所、地域密着型介護福祉施設、介護保険施設への入院・入所していた者が退院・退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用するにおいて、当該契約者の退院又は退所に当たって病院等の職員と面談を行い、契約者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。
	(Ⅰ) イ (450単位)	4,500円/回	○必要な情報提供を1回、カンファレンス以外で受けた場合。
	(Ⅰ) ロ (600単位)	6,000円/回	○必要な情報提供を1回、カンファレンスにより受けた場合。
	(Ⅱ) イ (600単位)	6,000円/回	○必要な情報提供を2回以上、カンファレンス以外の方法で受けた場合。
	(Ⅱ) ロ (750単位)	7,500円/回	○必要な情報提供を2回以上受け、うち1回以上カンファレンスにより受けた場合。
	(Ⅲ) (900単位)	9,000円/回	○必要な情報提供を3回以上受け、うち1回以上カンファレンスにより受けた場合。
	通 院 時 情 報 連 携 加 算 (1月に50単位)	500円/月	契約者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受ける時に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該契約者の心身の状況や生活環境等の当該契約者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該契約者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。
	緊急時居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に200単位)	2,000円/回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に契約者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。
	ターミナルケア マネジメント加算 (400単位)	4,000円/回	在宅で死亡した契約者に対して終末期医療やケアの方針に関する当該契約者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該契約者又はその家族の同意を得て、当該契約者の居宅を訪問し、当該契約者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合。
	特定事業所加算 (Ⅰ) (1月につき519単位)	5,190円/月	「契約者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催する事」、 「家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している事」 等、事業者が厚生労働大臣の定める基準に適合する場合。
	特定事業所加算 (Ⅱ) (1月につき421単位)	4,210円/月	
	特定事業所加算 (Ⅲ) (1月につき323単位)	3,230円/月	
	特定事業所加算 (A) (1月につき114単位)	1,140円/月	
	特定事業所医療介護連携加算 (1月につき125単位)	1,250円/月	前々年度の3月から前年度の2月迄の間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定している事。

	減 算	金 額	算 定 要 件 等
介護度による区分なし	運 営 基 準 減 算	基本報酬の50%	適切な居宅介護支援業務が出来ていない場合。また、2 カ月以上継続して該当する場合は基本報酬を算定しません。
	特 定 事 業 所 集 中 減 算 (1月につき200単位)	2,000円/月	正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中した場合（訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護）。
	業 務 継 続 計 画 未 実 施 減 算	所定単位数 の100分の1	感染症や非常災害の発生時において、契約者に対するサービスの提供を継続する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（事業継続計画）が未策定の場合（令和7年4月1日より）。
	高 齢 者 虐 待 防 止 措 置 未 実 施 減 算	所定単位数 の100分の1	虐待の発生又はその再発を防止する為の措置（虐待の発生又はその再発を防止する為の委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める事）が講じられていない場合。
	同一建物に居住する利用者 へのケアマネジメント	所定単位数の 95%を算定	事業所の所在する建物と同一の敷地内・隣接する敷地内の建物又は事業所と同一の建物に居住する 契約者、事業所における1月当たりの利用者が同一建物に20人以上居住する建物に居住する契約者に対するケアマネジメントを行う場合。

※ 介護保険法等の変更により金額を変更する場合は、文章でお知らせします。

（7）その他の費用について

①複写物	サービス提供についての記録をいつでも閲覧出来ますが、複写物を必要とする場合には実費を負担して頂きます。
------	---

3 契約者宅への訪問の頻度の目安

介護支援専門員が契約者の状況把握の為、契約者宅に訪問する頻度の目安
契約者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回。

4 居宅介護支援業務の実施方法等について

（1）居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たって、懇切丁寧に行う事を旨とし、契約者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

（2）居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 契約者の居宅への訪問、契約者及びその家族への面接により契約者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービスの選択に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を契約者又はその家族に提供します。
 - ウ 契約者は、居宅サービス計画に位置付ける指定居宅サービス事業者について、複数の事業所の紹介を求める事が出来ます。
 - エ 契約者は、居宅サービス計画（原案）に位置付けた指定居宅サービス事業者の選定理由の説明を求める事が出来ます。
 - オ 介護支援専門員は、契約者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導又は指示を行いません。

カ 介護支援専門員は、居宅サービス計画（原案）が契約者の実績に見合ったサービス提供となるよう、サービス等の担当者から専門的な見地からの情報を求めます。

② 介護支援専門員は、契約者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、契約者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。

③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画（原案）について、介護保険給付の有無、利用料等の契約者のサービス選択に資する内容を契約者又はその家族に対して説明します。

ア 介護支援専門員は、契約者の居宅サービス計画（原案）への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて契約者の同意を確認します。

イ 契約者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画（原案）に同意しない場合には、事業所に対して介護予防サービス・支援計画（原案）の再作成を依頼する事が出来ます。

（３）サービス実施状況の把握、評価について

① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施の状況の把握（以下「モニタリング」という）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅介護支援事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行います。

② 上記の把握に当たっては、契約者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行う事とし、少なくとも１月に１回、契約者の居宅を訪問し、契約者に面接をすると共に、１月に１回、モニタリングの結果を記録します。

③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、契約者の状態を定期的に評価します。

④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営む事が困難になったと判断した場合、又は契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、事業所は契約者に介護保険施設等に関する情報提供します。

（４）居宅サービスの変更について

契約者が居宅サービスの変更を希望した場合、又は事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所と契約者の双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等に従って実施するものとします。

（５）給付管理について

事業所は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき、毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

（６）要介護認定等の協力について

① 事業所は、契約者の要介護認定又は要支援認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。

② 事業所は、契約者が希望する場合は要介護又は要支援認定の申請を契約者に代わって行います。

（７）居宅サービス計画等の情報提供について

契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、契約者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう契約者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

(8) 地域ケア会議における関係者間の情報共有について

地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努める事とする。

5 居宅介護支援に当たっての留意事項について

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証や介護保険負担割合証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間、負担割合等）を確認します。契約者の住所等に変更があった場合は、速やかに事業所にお知らせ下さい。
- (2) 契約者が病院等に入院しなければならない場合には、病院等と情報共有や連携を図る事で退院後の在宅生活への円滑な移行を支援する為、担当する介護支援専門員の名前や連絡先を病院等へ伝えて下さい。
- (3) 事業所は、公正中立性の確保の取り組みとして契約者又はその家族に対し、前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与（以下、訪問介護等という）の各サービスの利用割合及び前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等のサービス毎の同一事業者によって提供されたものの割合について、別紙を用いて説明します。
- (4) 居宅サービス等の利用に向けて、介護支援専門員が契約者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの、契約者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等、必要なケアマネジメント業務や給付管理の為の準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱う事が適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行います。

6 秘密の保持と個人情報の保護について

契約者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業所は、契約者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。 ② 事業所及び事業者の使用する者（以下「従業員」という）は、サービス提供をする上で知り得た契約者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業所は従業者に、業務上知り得た契約者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者である期間及び従業者でなくなった後も、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	① 事業所は、契約者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、契約者の個人情報を用いません。又、契約者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で契約者の家族の情報を用いません。 ② 事業所は、契約者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

個人情報 保護につ いて	③ 事業所が管理する情報については、契約者の求めに応じてその内容を開示する事とし、開示の結果、情報の訂正、追加、または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします（開示に際して複写料等が必要な場合は契約者の負担となります）。
--------------------	---

7 サービス提供に関する相談、苦情について

（１）苦情処理の体制及び手順

- ① 提供した指定居宅介護支援に係る契約者及びその家族からの相談及び苦情を受け付ける為の窓口を設置します（下表に記す【事業所の窓口】のとおり）。
- ② 相談及び苦情に円滑且つ適切に対応する為の体制及び手順は以下の通りにします。
 - ア 契約者及びその家族等より相談又は苦情があった場合は、契約者の状況を詳細に把握する為必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
 - イ 管理者は、当該介護支援専門員に事実関係の確認を行う。
 - ウ 管理者は把握した状況をスタッフと共に検討を行い、時下の対応を決定する。
 - エ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うと共に、契約者へ必ず対応方法必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う（時間を要する内容もその旨を契約者及び関係者に連絡する）。

（２）苦情申し立ての窓口

【事業所の窓口】	むなこし居宅介護支援事業所 所在地：広島県竹原市吉名町７９３番地 電話：０８４６－２５－１９６６ 受付時間：８：３０～１７：３０
【保険者の窓口】	竹原市役所 市民福祉部 地域支えあい推進課 介護保険係 所在地：広島県竹原市中央５丁目６番２８号 電話：０８４６－２２－７７４３ 受付時間：８：３０～１７：１５
	東広島市役所 健康福祉部 介護保険課 所在地：広島県東広島市西条栄町８番２９号 電話：０８２－４２０－０９３７ 受付時間：８：３０～１７：１５
【公共団体の窓口】	広島県国民健康保険団体連合会（介護保険課 介護第二係） 所在地：広島県広島市中区東白島１９番４９号 国保会館 電話：０８２－５５４－０７８３ 受付時間：８：３０～１７：１５

8 事故発生時の対応方法について

契約者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、契約者の家族に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。また、契約者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9 ハラスメントの防止

- （１）雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保などに関する法律 第１１条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 第３０条の２第１項の規定に基づき、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止の為の雇用

管理上の措置を講じるものとします。

(2) 契約者及びその家族はサービス利用に当たって、次の行為を禁止します。

- ① 介護支援専門員その他従業者に対する身体的暴力（直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為）。
- ② 介護支援専門員その他従業者に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶める行為）。
- ③ 介護支援専門員その他従業者に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為等）。

1 0 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、契約者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施する為、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとします。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 1 衛生管理等

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう次の措置を講じるものとします。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延を防止する為の対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催すると共に、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の発生及びまん延を防止する為の指針を整備します。
- (3) 感染症の発生及びまん延を防止の為の研修及び訓練を定期的に実施し、新規採用時にも実施します。

1 2 虐待の防止について

(1) 事業所は、契約者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じるものとします。

- ① 虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催すると共に、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止の為の指針を整備します。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及する為の研修を定期的に実施します。
- ④ 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- ⑤ 成年後見制度の利用を支援します。
- ⑥ 苦情解決体制を整備しています。

虐 待 防 止 に 関 する 責 任 者

伊 藤 大 悟

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所又は養護者（契約者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる場合は、速やかに市町村に通知します。

1 3 身体拘束

事業所は、当該契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）は行わない。
やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

1 4 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------------

上記内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令 第38号）」第4条の規定に基づき、契約者に説明を行いました。

事業所	所在地	広島県竹原市吉名町793番地
	法人名	社会福祉法人 宗越福社会
	事業所名	むなこし居宅介護支援事業所
	管理者名	伊藤 大悟
	説明者氏名	介護支援専門員

上記の内容の説明を事業所から確かに受けました。

契約者	住所	
	氏名	印

家族の代表者	住所	
	氏名	印
	続柄	

立会人	住所	
	氏名	印